

富津市議会新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

富津市議会では、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため次の策を講ずることとする。

1 本会議等について

- (1) 登庁前に検温し、熱又はせきがあるときは登庁しない。
- (2) 議場、委員会室等入室時の手指消毒をする。
- (3) マスク着用の徹底をする。
- (4) 換気措置を行う（議長、副議長等の選挙以外は議場等の出入口を開放する。）。
- (5) 議場の席は、従前に戻し、委員会室等の席は、適切な間隔をとる。
- (6) 会議の運営に当たって、可能な限り会議時間を短縮できるよう効率的な運営に努めるため、次に掲げることを行う。

ア 臨時会の付議事件にかかる議案は、招集日の数日前に配付する。

イ 会議において発言する場合は、事前に発言通告書の提出を徹底する。

ウ 質疑は同一議題について3回以内とすることを徹底する。

エ 口述の見直しをはじめ、発言は全て簡明に行う。

(7) 一般質問は、次のとおり行う。

ア 代表質問は、関連質問と答弁時間を含めて会派所属議員が5人以下は70分以内、6人以上は90分以内とする。

イ 個人質問は、答弁時間を含めて45分以内とする。

ウ 質問内容については、会派内で重複しないよう調整する。

2 説明員について

本会議、委員会等における出席説明員は、関係部局等の職員のみとする。

3 その他

- (1) 本会議、委員会等での傍聴は、自粛を広報するとともに、本会議における定員を1/3の22人とする。
- (2) 飲食するときは対面では行わず、必ず他人との距離をとる。

4 施行

この対策は、令和2年4月28日から施行し、必要に応じて見直すものとする。